

市立札幌新川高等学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものである。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ることや、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める。

2 開設する部活動

バスケットボール部、バレーボール部、テニス部、バドミントン部、ソフトテニス部、サッカー部、陸上部、剣道部、弓道部、野球部、ハンドボール部、吹奏楽部、軽音楽部、茶道部、パソコン部、書道部、写真部、囲碁将棋部、美術部、漫画部、演劇部、英語部、自然科学部、放送局、図書局

3 運営のための体制整備

- (1) 顧問会議の開催（4月）
- (2) 部活動集会の開催（4月下旬）
- (3) 年間活動計画の作成（4月）
- (4) 毎月の活動計画の作成

4 指導・運営に当たっての留意点

(1)安全への配慮

ア 生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 活動における事故等の発生時の対応手順について、確認する。

ウ 部活動顧問は、専門的知見を有する各教科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2)熱中症事故の防止等

ア 校長は、熱中症事故の防止の観点から、これまでの札幌市の通知や熱中症予防運動指針（日本体育協会）及び気象庁の高温注意情報等を参考に、高温や多湿時において、部活動（大会、練習試合等も含め）が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をするよう、部活動顧問等に指導を徹底する。

イ 部活動顧問は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底する。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) バランスのとれた活動

ア 部活動顧問は、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

イ 部活動指導者は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

5 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

(1) 平日に月1回の全校一斉の部活動休養日を設定し年間行事予定に掲載する。大会などでやむを得ず休養日を練習日とする場合は変更の手続きを取り、別の日程で休養日を設定する。

(2) 少なくとも週に1日は平日に休養日を設定し、各部で生徒・保護者に周知する。

(3) 土曜日または日曜日の休養日については、各部で部活動年間活動計画に各月ごとの休養日数を明示する。

(4) 札幌市立学校における部活動活動基準を踏まえ、活動時間等について各部で適正に取り扱う。

6 その他

(1) 大会直前等やむを得ない場合については、必ずしもこの限りではないが、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し、実施する。

(2) 高等学校・特別支援学校・中等教育学校（後期）における部活動においては、生徒の心身の発達段階や、各学校の校内事情等に応じた活動基準の適用もあり得る。

(3) 休日の活動時間は原則1日4時間以内とする。ただし大会や発表会が控えている場合や練習試合などがある場合はその限りとはせず、個別の案件が生じた場合は別途協議する